茅ヶ崎市

9和7年 貨物運送事業者

燃料高騰対応支援金

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、 燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者に支援金を 交付します。



















中小貨物運送事業者のうち、要件を満たす方。

※裏面の「対象要件」及び「対象確認フロー」をご確認ください。

交付額

一般 / 特定貨物自動車運送事業用の自動車 ▶ 対象車両 1 台につき 24,000円

貨物軽自動車運送事業用の軽自動車

▶ 対象車両1台につき 10,000円

申請期間

令和7年7月1日(火)から9月30日(火)まで

申請方法

電子申請システム(e-kanagawa)または郵送で申請可能。

※申請にあたっては市ホームページをご確認ください。

「茅ヶ崎市中小貨物運送事業者燃料高騰対応支援金」に係る申請に必要な書類などは、 市ホームページから確認・取得してください。

[URL] https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/1043316/1062290.html

【問合せ先】茅ヶ崎市 経済部 産業観光課 産業振興担当 ☎0467-81-7144(直通)





支援金の対象となる要件について

侔

次の①から③のすべての要件を満たす事業者が対象

- ① 資本金3億円以下または従業員数300人以下
- ② 令和6年7月1日までに神奈川運輸局神奈川運輸支局にて、次のいずれかの事業許可または届出済み
 - ·一般貨物自動車運送事業
 - ·特定貨物自動車運送事業
 - ・貨物軽自動車運送事業
- ③ 令和7年3月1日時点で前項の事業を継続し、申請日時点において引き続き事業継続の意向のある事業者



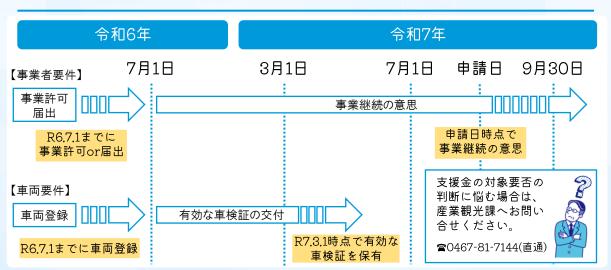
重

面

次の①から⑤のすべての要件を満たす事業者が対象

- ① ガソリン、軽油等を燃料として使用する車両 (自動二輪車除く)
- ② 令和6年7月1日までに道路運送車両法第4条の規定による登録を受けており、令和7年3月1日時点において同法第58条第1項の規定による有効な自動車検査証の交付を受けている
- ③ 事業用自動車(緑ナンバーまたは黒ナンバー)
- ④ 支給対象となる者が所有者または使用者
- ⑤ 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が茅ヶ崎市内

申請タイムライン早見表



りません。

対象確認フロー



次の要件を満たす貨物自動車運送事業者である。

- ※令和6年7月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局において
 - ☑ 一般 / 特定貨物自動車運送事業の許可を受けている。または
 - ☑貨物軽自動車運送事業の届出済みである。





はい

中小事業者である。(資本金3億円以下or従業員300人以下)







令和6年7月1日から令和7年3月1日まで事業を継続しており、 今後も事業を継続する(少なくとも支援金が支払われる時 点において事業を継続する)意向がある。



はい

次の要件をすべて満たす車両を保有(リース可)している。



- ☑ ガソリン、軽油等を燃料として使用する車両
- ■事業用自動車(緑ナンバー or 黒ナンバー)
- ▼ 令和6年7月1日から令和7年3月1日まで継続して保有・貨物運送事業に使用している
- ☑ 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が茅ヶ崎市内



はい

一般/特定貨物自動車運送事業用の 小型・普通自動車(緑ナンバー)

1 台につき 24,000円を交付

貨物軽自動車運送事業用の 軽自動車(黒ナンバー)

1 台につき 10,000円を交付

電気自動車、被けん 引車、バイクは支給 対象外です

よくあるお問合せ



Q1.令和7年1月に納車された車両も支援金の対象になりますか?

A1.対象外です。 令和6年7月1日~令和7年3月1日の全期間にわたり保有している車両が対象になります。 ただし、車両を買い替えた場合は対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

Q2.本社は茅ヶ崎市外ですが、茅ヶ崎市内に営業所があります。支援金の対象になりますか?

A2. 自動車検査証に記載された「使用の本拠が茅ヶ崎市内」の車両であれば対象になります。

Q3.茅ヶ崎市内に営業所はありませんが、車両の車庫等は茅ヶ崎市内にあります。対象になりますか? A3.自動車検査証に記載された「使用の本拠が茅ヶ崎市内」の車両であれば対象になります。







茅ヶ崎市 経済部 産業観光課 産業振興担当☎ 0467-81-7144(直通)